

大和市告示第210号

大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年12月26日

大和市長 大 木 哲

大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱（平成20年大和市告示第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「とする事業」を削り、同項ただし書中「大和市認定保育施設助成金交付要綱（平成20年大和市告示第82号）に基づく助成金の交付を受けている認定保育施設が、神奈川県立の保健所から減免措置」を「助成の交付を受けようとする設置者が大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱（平成25年大和市告示第 号）に基づき補助金の交付」に改め、「の対象と」を削り、同条第2項中「施設」の次に「に対する助成について」を、「事業」の次に「に要した経費」を加える。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。